

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部改正について
藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例の一部を改正する条例
藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例（昭和50年藤沢市条例第
37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同項第1号中「知的障がい児通園施設」を「児童発達支援センター」に改める。

第4条第1項中「知的障がい児」を「障がい児」に改め、「行う」の次に「ほか、地域の障がい児やその家族への支援を行う」を加え、同条第2項中「第24条の2第1項の障害児施設給付費の支給に係る障害児施設支援」を「第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の支給に係る障害児通所支援」に改める。

第5条第1項中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が制定され、児童福祉法の一部が改正されたことによ

り，障がい種別ごとに分かれている施設が一元化されたこと等に伴い，所要の改正をする必要による。